

(証券コード 2168)
平成24年 8月10日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社パソナグループ
代表取締役
グループ代表兼社長 南部 靖之

「第5期定時株主総会招集ご通知」一部訂正のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年8月6日付でご送付申し上げました、当社「第5期定時株主総会招集ご通知」の記載に一部誤りがございました。

ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正申し上げます。

敬具

記

<訂正箇所> (訂正箇所は____線を付しております。)

46頁 (税効果会計に関する注記)

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

(訂正前)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年6月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年6月1日から平成27年5月31日までのものは38.01%、平成27年6月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が1百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ減少しております。

(訂正後)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年6月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年6月1日から平成27年5月31日までのものは38.01%、平成27年6月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が1百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が1百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が0百万円増加しております。

以 上